

2018年11月1日発行（臨時号）



宮城労働局メールマガジン



仙台で「特別な休暇制度の導入活用セミナー」および「働き方・休み方改革シンポジウム」を開催します
—いずれも、改正労働基準法等のポイントについて説明します—

厚生労働省では、「特別な休暇制度の導入活用セミナー」および「働き方・休み方改革シンポジウム」を全国5都市で順次開催しており、仙台では、11月8日（木）に「特別な休暇制度の導入活用セミナー」を、11月14日（水）に「働き方・休み方改革シンポジウム」を開催します。

「特別な休暇制度の導入活用セミナー」では、働く方のさまざまな事情に対応した企業独自の法定外の特別な休暇制度（病気休暇、裁判員休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、罹災休暇、犯罪被害者などの被害回復のための休暇など）の重要性が高まっていることを踏まえ、病気休暇やボランティア休暇など、特別な休暇制度導入のヒントを紹介します。

また、「働き方・休み方改革シンポジウム」では、学識経験者による基調講演、企業の取組事例の紹介、登壇者によるパネルディスカッションを通じて、働き方・休み方改革のポイントを紹介します。

セミナー及びシンポジウムともに、併せて今年改正された労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法のポイントについても説明します。

企業の人事労務担当者や、働き方・休み方改革および特別な休暇制度などにご関心をお持ちの方など、皆さまの参加をお待ちしています。

【開催日程】

- ◇ 「特別な休暇制度の導入活用セミナー」
 - 11月8日（木）14：00～16：30
 - 仙台青葉カルチャーセンター4階403号室
（仙台市青葉区一番町2-3-10
カルチャー仙台ビル）

◇「働き方・休み方改革シンポジウム」
11月14日（水）13：30～16：30
TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口
ホール7A
（仙台市青葉区花京院 1-2-15
ソララプラザ7階）

【申込方法など詳細についてはこちら】
●働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=2&n=60>

【お問合せ先】雇均室（022-299-8834）

★バックナンバー
https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2018.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更
<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が21文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
- ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
- ・携帯メールには対応しておりません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】
宮城労働局（雇用環境・均等室）
〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1

仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

●宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
